

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令要綱

第1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正
第一条の二及び第三十七条において所要の改正を行う。

第2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正
第一条第一項及び第四条第一号において所要の改正を行う。

第3 地方税法施行令の一部改正
附則第十二条第四十八項柱書及び同項第二号ロにおいて所要の改正を行う。

第4 附則
この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。